

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大館市土地改良区からなされた新たな土地改良事業計画に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 令和2年7月1日から同月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市産業部農林課